

改 正 案	現 行
<p>第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る自動車であつて運行（この項の規定による提示のためにするものを除く。）の用に供していないもの及び国土交通大臣が定めるところにより走行を行つたもの（第四項において「走行車」という。）を、研究所に提示しなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>第三条 指定を申請する者（以下「申請者」という。）は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第一号様式）を、独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）に対し、その写しを提出し、かつ、申請に係る自動車が普通自動車、小型自動車又は軽自動車（二輪自動車を除く。）である場合にあつては、申請に係る自動車であつて運行（この項の規定による提示のためにするものを除く。）の用に供していないもの及び国土交通大臣が定めるところにより走行を行つたもの（第四項において「走行車」という。）を、申請に係る自動車（<u>がその他の自動車である場合にあつては、申請に係る自動車であつて運行（この項の規定による提示のためにするものを除く。）の用に供して</u>いないもの）を、研究所に提示しなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>二〇四（略）</p>

改 正 條				現 行			
別表第4 (自家用貨物自動車等の定期点検基準) (第二条関係)				別表第4 (自家用貨物自動車等の定期点検基準) (第二条関係)			
	点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと ( 6月ごとの点検に次の点検 を加えたもの )		点検時期	6 月 ごと	12 月 ごと ( 6月ごとの点検に次の点検 を加えたもの )
(略)				(略)			
電 気 装 置	点火装置	( 4 ) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	デISTRIBUTORのキャッ プの状態	電 気 装 置	点火装置	<u>( 1 )</u> ( 4 ) 1 点火プラグ の状態 <u>( 1 )</u> 2 点火時期	<u>( 1 )</u> デISTRIBUTORの キャップの状態
	(略)		(略)		(略)		(略)
	(略)		(略)		(略)	(略)	
(略)				(略)			
ば い 煙 、 悪 臭	(略)		(略)	ば い 煙 、 悪 臭	(略)		(略)
	(略)		(略)		(略)		(略)

の あ る ガ ス 、 有 害 な ガ ス 等 の 発 散 防 止 装 置	一酸化炭素等発散 防止装置	1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 2 二次空気供給装置の機能 3 排気ガス再循環装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 配管の損傷及び取付状態
	(略)	

(注) ( 1 ) 印の点検は、大型特殊自動車にあつては、行わなくてよい。

( 2 ) 印の点検は、大型特殊自動車に限る。

(以下略)

の あ る ガ ス 、 有 害 な ガ ス 等 の 発 散 防 止 装 置	一酸化炭素等発散 防止装置	( 1 ) 1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷 ( 1 ) 2 二次空気供給装置の機能 ( 1 ) 3 排気ガス再循環装置の機能 ( 1 ) 4 減速時排気ガス減少装置の機能 ( 1 ) 5 配管の損傷及び取付状態
	(略)	

(注) ( 1 ) 印の点検は、大型特殊自動車にあつては、行わなくてよい。

( 2 ) 印の点検は、大型特殊自動車に限る。

(以下略)